

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会定款施行細則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第50条の規定により、本会の管理運営及び業務の執行について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 理 事 会

### (招集手続)

第2条 会長は、理事会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に附議すべき事項を、会日3日前まで書面をもって各理事に通知しなければならない。

### (議事録)

第3条 議長は、理事会の議事の経過を記録するため、本会事務局職員に記録させ、会長及び監事の記名押印を求め保存しなければならない。

2 前項の規定による議事録には、開催日の日時及び場所、出席した理事並びに欠席した理事の氏名、提出議案の標題、議案に対する協議経過の概要及び賛否決議の数を記載し提出議案書を添付しなければならない。

### (欠席理事への決議書送付)

第4条 会長は、理事会に欠席した理事に対し、理事会において決定した事項を通知しなければならない。

## 第3章 評議員会

### (招集手続)

第5条 会長は、評議員会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に附議すべき事項を、会日7日前まで書面をもって各評議員に通知しなければならない。

### **(議事録)**

第6条 議長は、評議員会の議事の経過を記録するため、本会事務局職員に記録させ、議長のほか評議員2名の記名押印を求め保存しなければならない。

2 前項の規定による議事録には、開催日の日時及び場所、出席した評議員並びに欠席した評議員の氏名、提出議案の標題、議案に対する協議経過の概要及び賛否決議の数を記載し提出議案書を添付しなければならない。

### **(欠席評議員への決議書送付)**

第7条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対し、評議員会において決定した事項を通知しなければならない。

## **第4章 監 事**

### **(監査報告書の作成)**

第8条 監事は、社会福祉法第45条の18の規定により、その職務を行なったときは、監査の日時及び場所、立会者の職氏名、監査の経過の概要及び意見を付した監査報告を作成し、署名捺印して会長に提出し、理事会、評議員会及び秋田県知事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の監査を実施するときは、本会事務局職員にその事務を補助させることができる。

## **第5章 役員を選任及び評議員の委嘱**

### **(理事の選任)**

第9条 理事は、本会の趣旨目的に賛同し、会費を拠出する会員で次に掲げる者の中から評議員会において選任する。

- (1) 各地区の代表
- (2) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (3) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (4) 学識経験者

### **(監事の選任)**

第10条 監事は、本会の趣旨目的に賛同し、会費を拠出する会員で、専門的知識経験を有している者を評議員会において選任する。

#### (役員 の 就 任)

第11条 役員に就任しようとする者は、理事（監事）就任承諾書（様式第1号）及び履歴書を会長に提出しなければならない。

#### (評議員 の 委 嘱)

第12条 評議員は、本会の趣旨目的に賛同し、会費を拠出する会員の中から評議員選任・解任委員会において選任し、会長が委嘱する。

2 評議員に就任する際には、評議員就任承諾書(様式第1号)及び履歴書を会長に提出しなければならない。

《改正》令和 年 月 日 (様式第1号)

## 第6章 会 員

#### (会 員)

第13条 本会の趣旨目的に賛同し、会費を拠出するものをもって会員とする。

2 会員は、一般会員、賛助会員とする。

3 会員は、別に定める規程により会費を納入する。

《改正》R2.4.1

#### (除 名)

第14条 会員で本会の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

#### (退 会)

第15条 会員は、次の各号の1に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 死亡、転出又は解散したとき
- (2) 本人から退会の申出があったとき
- (3) 除名されたとき

## 第7章 職員及び服務

#### (職 員)

第 16 条 定款第 35 条の規定による事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 職員 若干名

#### (サービス内容)

第 17 条 職員は、社会福祉理念に基づき、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第 18 条 事務局長は会長の命をうけ、当該事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

## 第 8 章 資産及び会計

#### (資産の種類)

第 19 条 資産は次により構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会員の拠出金
- (3) 共同募金の配分金及びその他の寄付金
- (4) 補助金、負担金
- (5) 町の委託金
- (6) 社会福祉事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる果実
- (8) その他の収入

#### (会計)

第 20 条 事務局長は、経理規程の定めるところにより本会の資産の管理及び出納の事務の一切を掌握する。

2 事務局長は、常に資産の状態を明確にしておかなければならない。

#### 附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 28 年 4 月 4 日より施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(様式第1号)

## 就任承諾書

平成 年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

会 長 様

住 所

氏 名

印

私は、社会福祉法人の理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。（任期は、定款第9条及び定款第23条に定める定時評議員会の終結のときまでとする。）

また、下記の各事項に該当していないことを宣誓します。

### 記

1. 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 社会福祉法・生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
3. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者
4. 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散時の役員